

第2部 官民データ活用推進基本計画

I 官民データ活用推進基本計画に基づく推進の施策

「官民データ利活用社会」のモデルを構築するため、基本法第8条に規定する官民データ活用推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

基本計画は、新しい社会インフラとしての「データ利活用のための基盤」の整備を、国と各地方公共団体等が一体となって全体を俯瞰しながら取り組むためのいわば「見取図」である。

この「見取図」を基に、国際機関、事業者、団体等が取りまとめる IT 関連の各種ランキングにおいて、世界最先端を目指すべく、国は、具体的施策について全体を俯瞰しつつ、また、世界の中での我が国の IT 関連技術開発の置かれた状況も的確に把握しながら総合的に推進するものとする。

基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとされている（基本法第8条）。

- ① 官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針
- ② 国の行政機関における官民データ活用に関する事項
- ③ 地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項
- ④ 官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策
- ⑤ 上記のほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項

I-1 官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針

I-1-1 基本計画の策定とその着実な実施

- ・ 基本計画では、国、地方公共団体、事業者等における官民データの利活用に関する具体的施策について、これまでの取組と課題を整理した上で、今後の方向性を示す。また、具体的施策については、以下の点を踏まえ、取り組むものとする。
 - 施策の内容が、国民や事業者等（利用者）の便益や公共価値（Public Value）の向上にどのようにつながるのかなどの政策目標を、適切かつ明確にすること。
 - 認識した課題やその解決に向け、具体的な事実関係に基づいた施策とすること。
 - 他の施策との間で重複がなく、関係する府省庁、地方公共団体、事業者等との間で、適切かつ効果的な分担・連携を図ること。

- 施策のスケジュール、指標（KPI）の設定については、その利用者である国民や事業者等の視点を重視することとし、出来るだけ定量的に示すこと。
- ・ 基本計画で示す具体的施策の進め方については、施策によってまちまちであり、具体的施策の達成期限を一律に設定することは困難であるが、国と各地方公共団体が一体となって基本計画の具体的施策を着実に実施するためには、少なくとも各々の具体的施策が実現することで、国民・事業者等にどのようなメリットがもたらされるかを示し、共有しておくことが不可欠である。
- ・ また、そのメリットの実現に向かって、マイルストーンを設けることも重要であることから、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される3年後の平成32年を一つの区切りとした上で、それまでにどこまで達成するかといった目標等を定めることも必要である。
- ・ その際、政府CIOを司令塔とした以下の見直しを取組を通じて、随時、基本計画の具体的施策の内容等を調整しながら、目標に向かってPDCAサイクル（P、D、C、Aの各々の過程におけるPDCAを含む。）を推進し、スパイラルアップを目指す。その際、一つ一つの事実を徹底的に把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行い、成果の達成度合等について評価を行うこととする。
 - ① 基本計画の具体的施策について、定期的に進捗状況や成果等のフォローアップを行い、その評価結果を踏まえた見直し²⁰
 - ② 今後の技術の進展や新たに登場するサービス等の動向、国民や事業者等のニーズを踏まえ、基本計画の具体的施策を進める中で、更に対応すべき課題や、当初の基本計画では想定しなかった新たな課題やメリット、KPI等を修正・追加するなどの見直し

I-1-(2) 重点分野の指定（分野横断的なデータ連携を見据えつつ）

- ・ 前提として、データ大流通時代においては、将来的に誰もが官民データを分野横断的に利活用できるものとなり、ヒト・ヒト、ヒト・モノ、モノ・モノのインターネット上のつながりの深化により、将来を見据えたプラットフォームの整備が必要となる。他方、分野によって、データ標準化やデータ連携の進捗状況に差があるため、現時点においては、分野横断的なデータ連携を見据えつつ、政府、地方公共団体、事業者等が保有するデータの集積を進めるとともに、各分野ごとのデータ標準化やデータ連携を進めることも重要である。
- ・ 基本計画に示す各種施策の効果を最大限に発揮していくためには、あれこれ手を出すのではなく、選択と集中、各種施策における事実関係の正確な把握と

²⁰ 重点分野のうち、重点的に講ずべき施策は四半期毎、それ以外の施策は年1回実施する。

PDCA、その対策の中で得られたノウハウの共有と横展開等を適時適切に行っていくことが必要である。

そこで、我が国が集中的に対応すべき、①経済再生・財政健全化、②地域の活性化、③国民生活の安全・安心の確保といった諸課題に対し、官民データ利活用の推進等を図ることで、その解決が期待される8つの分野（電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等、移動）を重点分野として指定する。

① 経済再生・財政健全化の課題解決に資する分野

ア) 社会保障制度改革を含む行財政改革の推進については、IT化・業務改革（BPR）による国民の利便性の向上、事業活動の促進や行政コストの削減等が期待される「電子行政分野」、AI、IoTなどの技術や官民データの利活用による、効果的な治療、重症化予防等を通じた社会保障費削減等が期待される「健康・医療・介護分野」。

イ) 生産性の向上、イノベーションの創出と人材の強化、働き方改革の実現については、AI、IoTなどの技術と官民データの利活用を通じた産業の革新（コネクテッド・インダストリーズへの変革）等により、例えば、中小企業等における効率的な在庫調整等を通じた、労働生産性の向上や工員等の働き方改革等が期待される「ものづくり分野」や、FinTech等による新サービスやイノベーションの創出等が期待される「金融分野」等（そのほか、観光、農林水産、インフラ、移動分野²¹⁾）。

② 地域の活性化の課題解決に資する分野

- ・ AI、IoTなどの技術と官民データの利活用により、新たに掘り起こされる観光需要に応じた地域の高齢者等の雇用創出等が期待される「観光分野」や、中小企業や篤農家の匠の技の蓄積・継承等による、生産性向上や雇用創出等が期待される「ものづくり分野」や「農林水産分野」等（そのほか、移動分野²²⁾）。

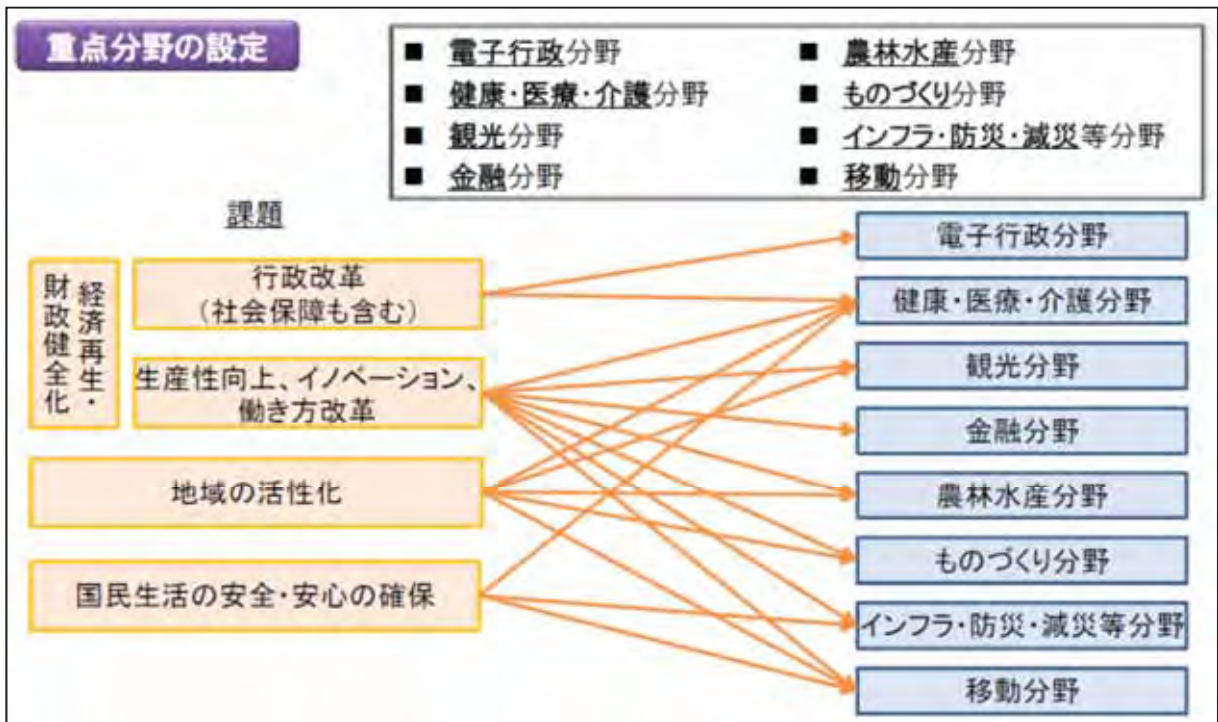
²¹⁾ AI、IoTなどの技術と官民データの活用により、例えば、観光分野では、観光をきっかけとした観光先でのビジネス創出や起業、農林水産分野では収量や農作物の品質向上、インフラ分野では建設現場工程の効率化、移動分野では道路や公共交通の混雑緩和や物流効率化など、諸課題の解決が期待される。

²²⁾ AI、IoTなどの技術と官民データの活用により、例えば、移動分野では、自動運転による地域の高齢者等の移動支援など、諸課題の解決が期待される。

③ 国民生活の安全・安心の確保の課題解決に資する分野

- AI、IoT などの技術と官民データの利活用により、個人の生活や身体に合わせた健康管理のアドバイスや、遠隔医療の活用、エビデンスに基づく効果的な治療・介護等が期待される「健康・医療・介護分野」、有線・無線ネットワークの多重化やLアラート（災害情報共有システム）等をベースとして、平常時における災害リスクの予防・予知や、発災・復旧時の円滑な支援策等が期待される「インフラ・防災・減災等分野」。

<諸課題と重点分野の関係>



- 上述の重点分野ごとに、データ利活用推進の観点から、国際機関、事業者、団体等が取りまとめる IT 関連の各種ランキングにおいて世界最先端を目指すべく、重点的に講ずべき施策を選定。更に、その重点的に講ずべき施策については、政府 CIO の評価を基に、既存の施策を見直しつつ、重点的に投資できるよう予算に反映。

I-1-(3) 国と各地方公共団体の施策の整合性の確保

- 官民データの利活用による効果を最大限に発揮するためには、国と各地方公共団体等、各地方公共団体等の間で官民データを横断的に利活用できる環境を整備しつつ、国全体として一体的に施策を展開できるようにすることが重要である。

- ・ そのためには、国と各地方公共団体が、個々にシステム改革等を進めるのではなく、特に、いわゆるクラウド・バイ・デフォルトの考え方に基づく、国や各地方公共団体の情報システム改革・業務の見直し（BPR）や、データ（語彙、コード、文字等）、API、認証機能等の標準化を通じた分野横断的なプラットフォームの整備等の方針を国が定め、これに基づき国と各地方公共団体が一体的に進める。

I-1-4) 成果の横展開

- ・ これまでの国や地方での着実な成果や、基本計画の具体的施策の実施により得られる成果については、我が国全体に展開することとし、「国から地方へ」、「地方から全国へ」の横展開を基本的な方針としつつ、「一億総活躍」、「働き方改革」、「地方創生」、「女性の活躍促進」、「国土強靱化」などの諸課題の解決に向け、官民データの利活用に関する取組を強化する。

I-1-5) 官民データ活用による EBPM の推進

- ・ 国民に信頼される行政を展開するためには、EBPM サイクルの構築²³により、政策部門が、官民データ等を積極的に利活用して、証拠に基づく政策立案を推進する必要がある。その取組の第一歩として、EBPM 推進の要となる機能を整備するとともに、政策、施策、事務事業の各段階のレビュー機能における取組を通じて EBPM を実践し、手法の開発を行いつつその適用範囲の拡大を図るほか、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成 29 年 5 月 19 日統計改革推進会議決定）に基づき着実に EBPM を推進する。

²³ EBPM の推進には、政策の前提となる関連事実と政策課題を的確に把握するとともに、具体的政策の内容とその効果をつなぐ論理、政策効果とそのコストの関係を明示することが欠かせない。この基盤をなすのが、統計等データなどの客観的な証拠であり、政策課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善と統計等データの整備・改善が有機的に連動するサイクル（EBPM サイクル）を構築することが必要である。

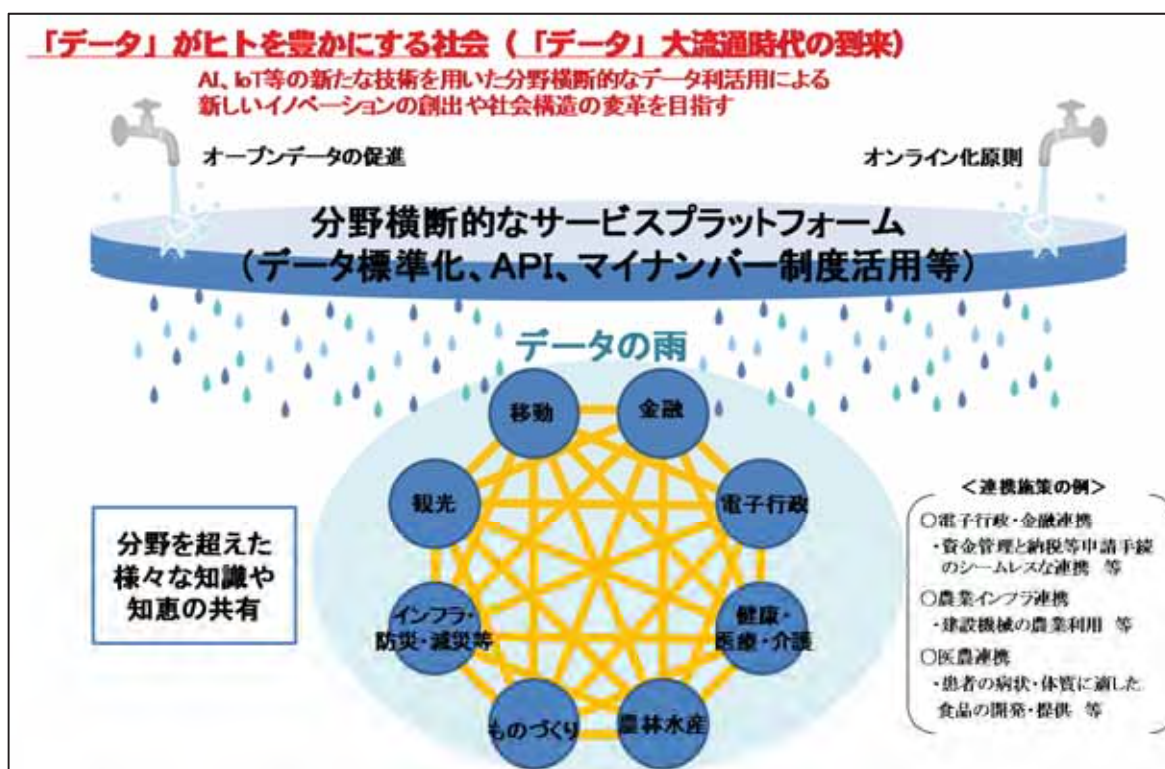
I-2 具体的施策

[重点分野ごとのメリットの提示] (分野横断的なデータ連携を見据えつつ)

- ・ I-1-(2)で指定した8つの重点分野（電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等、移動）は、それぞれが独立した分野として存在するのではなく、互いに深く関係し合っ組み合わさり、サービスの革新や異業種の連携が起こることで、更なる付加価値の向上、新しいサービスやイノベーションの創出が見込まれる。
- ・ データの利活用を通じ、人類の知識や知恵を共有することにより、個人、家族、地域社会、事業者等、政府（国・地方公共団体）、世界が各々のレベルにおいて価値を高めていくことが可能な社会の到来に備えて、これらの重点分野を横断する官民データの利活用が重要となることから、データ標準化や API 連携、マイナンバー制度の活用等、官民データがシームレスにつながるような分野横断的なサービスプラットフォームを基盤としていく。

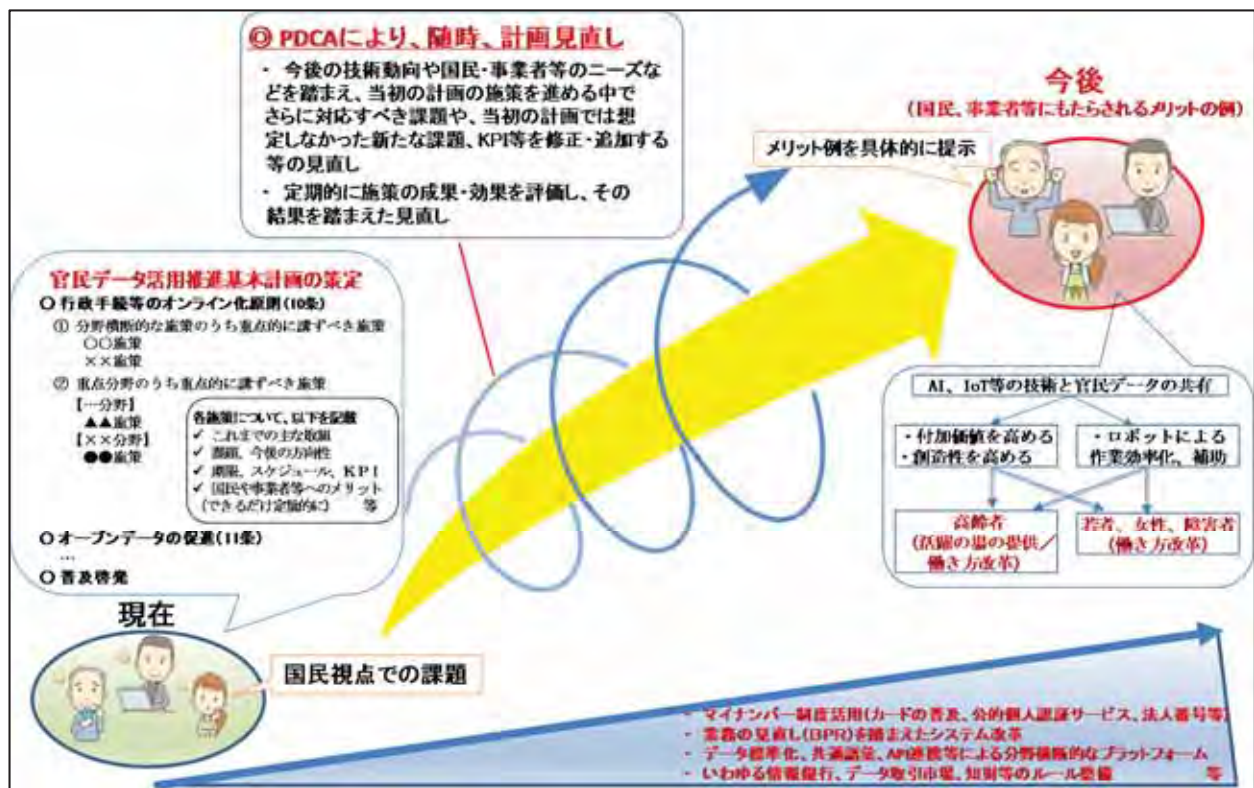
分野横断的なサービスプラットフォームに集積された様々なデータは、「データの雨」となって様々な分野に降り注ぎ、官民が共通で利用できる新しいサービスやイノベーションの創出に寄与をもたらすと考えられる。

<分野横断的な官民データ利活用に向けて>

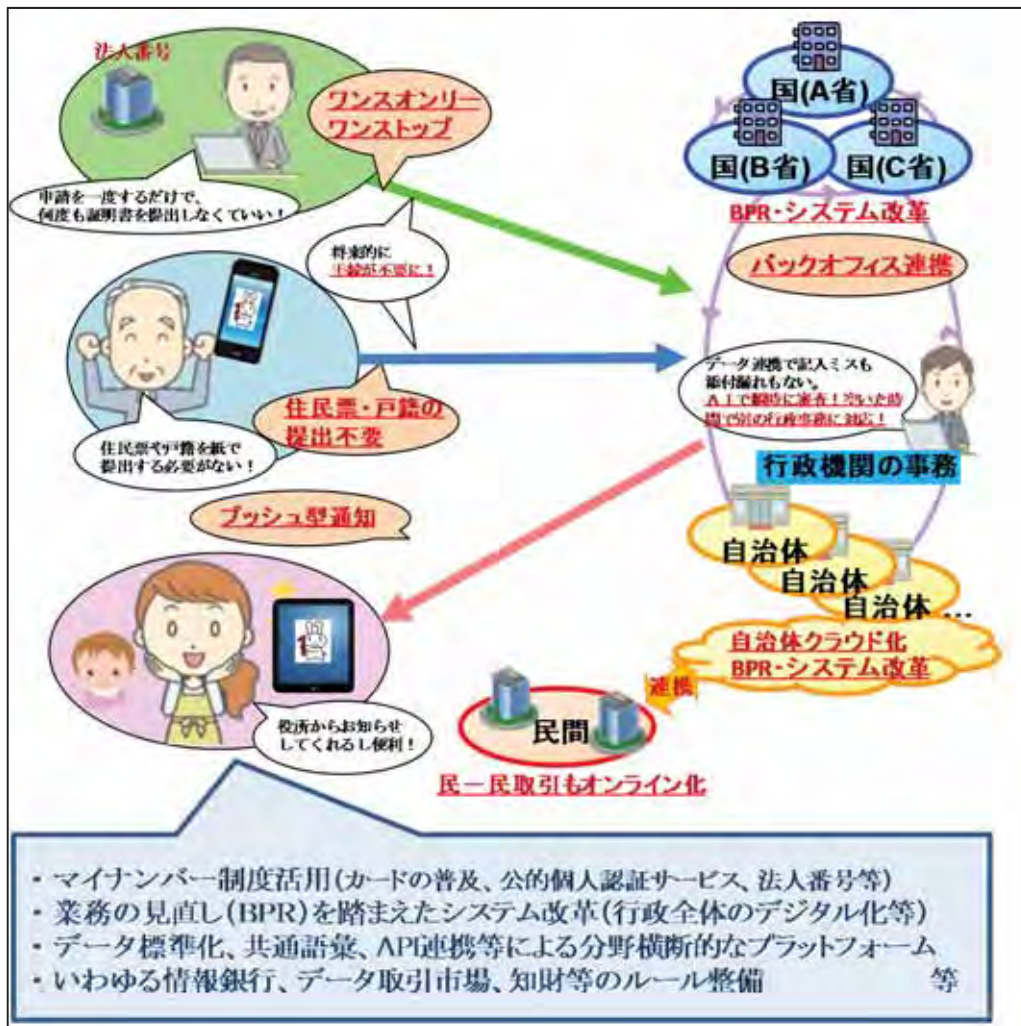


- ・ 将来的には分野横断的な連携を見据えつつ、現時点においては、政府、地方公共団体、事業者が保有するデータの集積を進めるとともに、各分野ごとのデータ標準化やプラットフォームの構築を推進することとする。
- ・ 基本計画を策定するに当たって、各々の重点分野において、国と各地方公共団体が一体となって具体的施策を着実に実施し、官民データの利活用を推進することにより、国民・事業者等にどのようなメリットがもたらされると期待されるのかを示し、意識を共有することが重要である。
- ・ マイルストーンとして、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される3年後の平成32年を一つの区切りとした上で、それまでにどこまで達成するのか、目標等を定める必要がある。
- ・ 以上を踏まえ、各々の重点分野ごとに、国民・事業者等にもたらされる現時点で想定されるメリットのイメージ及び重点的に講ずべき施策の事例を以下に示す。

<重点分野における施策により実現される、国民・事業者等にもたらされる現時点で想定されるメリットのイメージを提示>



<電子行政分野の今後（国民、事業者等にもたらされるメリットの例）>



[重点的に講ずべき主な施策]

オンライン化原則、業務の見直し(BPR)を踏まえたシステム改革

- ・行政手続等(官-民、地方-民、民-民)の棚卸し
- ・その結果を踏まえた、業務の見直し(BPR)を踏まえたシステム改革(行政全体のデジタル化(ペーパーレス化含む)、自治体クラウド化等)、オンライン化原則に向けた一括整備法
- ・行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本、登記事項証明書等の提出不要化
- ・社会保険・労働保険関連事務のIT化・ワンストップ化(電子的利用率向上等)
- ・ブロックチェーン等を活用した政府の業務改革の推進
- ・法人インフォメーション等を活用した政府全体のバックオフィス連携
- ・マイナンバーカードと電子委任状を活用した政府調達
- ・不動産取引に係る重要事項説明のオンライン化 等

オープンデータの促進

- ・国等が保有する行政データの棚卸し
- ・官民ラウンドテーブルの開催(民間ニーズに則したオープンデータ推進)
- ・不動産登記情報の公開の在り方の検討
- ・登記所備付地図データの事業者等への提供
- ・政府衛星データのオープン化及びデータ利用環境整備
- ・統計データのオープン化の推進・高度化
- ・法人情報の利活用促進 等

マイナンバーカードの普及・活用

- ・子育てに続き介護・相続等のライフイベントにかかるワンストップサービスの推進
- ・利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロード実現
- ・マイナンバーカードの多機能化推進(マイキープラットフォーム活用等) 等